

環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン
異議申立手続要綱（案）

前文

- 平成 14 年 4 月に制定された「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン」（以下「ガイドライン」）においては、ガイドラインの遵守を確保するため、ガイドライン不遵守にかかる異議申立を受け付け、必要な措置をとることが規定されている。
- ガイドラインの適切な遵守を確保するとともに、実際に発生した環境・社会問題に迅速かつ適切に対応することは重要な課題である。
- このため、本年 6 月より 5 ヶ月にわたり国際協力銀行は、パブリック・コンサルテーションを開催し、広く関係者からの意見を聴取した。
- この議論の結果、一部の先進国輸出信用機関、および民間向け投融資を行う国際機関には、投融資に関する紛争を解決し、ガイドラインの遵守を確保するために、異議処理部署が設立されており、紛争解決のための対話を促進すると共に、ガイドライン遵守にかかる確認を行っているケースがあることが判明した。また、もっぱら遵守審査を行ってきた世界銀行のような国際開発金融機関においても、実態として発生している問題解決に向けての努力が様々な形で行われており、異議申立手続にそのような役割を期待する声も存在することが明らかとなった。
- また、民間が主体となるプロジェクトにファイナンスを行う国際金融等業務と政府間の合意に基づき行われる海外経済協力業務の間には、例えば国際金融等業務においては、民間企業は市場の監視に晒されており、途上国や我が国において既に司法制度等のチェックの下にあること、競合先等により手続が濫用される恐れがあること、情報公開において配慮する必要があること、民間ビジネスに遅滞なく対応する必要があること、他方、海外経済協力業務においては、途上国政府の主権等外交上の配慮が必要であることなど、異議申立手続においてかかる差異を反映する必要があることが確認された。また、国際金融等業務においては諸外国との equal footing の観点から各国輸出信用機関が本行と同様の手続を有しなければ意味がないことが指摘された。
- 以上を踏まえ、国際協力銀行は、ガイドラインにかかる異議申立手続要綱（案）を以下のとおりとりまとめた。

異議申立手続の目的

- 本行によるガイドラインの遵守を確保するため、ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果を総裁に報告すること。
- ガイドラインの不遵守を理由として生じた本行の投融資案件に関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して、その迅速な解決のため、当事者（申立人およびプロジェクト実施主体）間の対話を促進すること。

基本原則

- 「中立性」 環境担当審査役（仮称）は、本行の投融資担当部門、プロジェクトを実施する側、プロジェクトに異議を唱える側のいずれにも属することなく中立的な立場から、全ての当事者の意見をバランス良く聴取しなければならない。
- 「効率性」 環境担当審査役は、異議申立を効率的に処理しなければならない。
- 「迅速性」 環境担当審査役は、異議申立手続を迅速に処理すべく、原則として異議申立受理後 3 ヶ月以内に報告書を提出し活動を完了させなければならない。
- 「透明性」 環境担当審査役の活動は、対話の促進という目的および借入人等の商業上等の秘密に配慮しつつ、公開が原則でなければならない。
- 「補完性」 異議申立手続は、当事者間で既に行われている紛争解決に向けた努力、我が国および途上国における紛争解決の諸手続に重複しないよう、補完的なものでなければならない。
- 「濫用防止」 異議申立手続は、競争目的・政治目的で濫用されることなく、真にガイドラインの遵守の確保及び当事者間の対話の促進に貢献するものでなければならない。

環境担当審査役の位置付けと役割

- 環境担当審査役は、人格が高潔で社会的信望が厚い人物であることが必要であり、投融資担当部門から独立した総裁直属の機関として設置される。
- 環境担当審査役は、本行の投融資案件に関する具体的な環境・社会問題にかかる紛

争につき、現地住民からの異議申立を受け付け、本行によるガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査する。

- 環境担当審査役は、ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査するため、当該プロジェクトの決定にかかわった投融資担当部署に対してヒアリングを行う。
- 環境担当審査役は、上記の異議申立を受け付け、その処理に向けた現地住民、プロジェクト実施主体その他関係者間の対話の促進を行う。
- 環境担当審査役は、案件処理後、報告書を総裁に対して提出する。

異議申立の手続開始要件

1. 対象案件

異議申立は、本行の投融資案件であり本行がガイドラインを遵守しなかったことにより、現実に重大な被害が生じていると考えられる案件に対して行うことができる。

2. 申立人の要件

異議申立は、当該プロジェクトにより現実の直接的な被害を受けた当該国の 2 人以上の親族でない住民によりなされることが必要である。

3. 期間

異議申立は、融資契約調印後、貸出が終了するまでの期間に可能である。

異議申立が上記以外の期間になされた場合には、環境担当審査役は、その旨を申立人に対して通知するとともに、当該プロジェクトの投融資担当部署に対して連絡する。

4. 申立書の内容

申立書には、以下の内容が日本語又は英語で記載されていることが必要である。

(A) 申立人の氏名

(B) 申立人の住所・連絡先

異議申立は本名で行われ、連絡先が明記されていなければならない。但し、申立人にかかる情報は、法の要請による場合を除き、外部には公開されない。

(C) 異議を申し立てる対象の案件

- ¼ 国名
- ¼ プロジェクトサイト
- ¼ プロジェクトの概要

(D) 申立人に対して生じた具体的被害

(E) 申立人が考えるガイドラインの違反の条項および違反の事実

(F) ガイドライン違反と具体的被害の因果関係

(G) プロジェクト実施主体との協議の事実

当事者間の自主的な紛争解決に向けた努力を促すため、申立人は、異議申立を行う前に、プロジェクト実施主体に対して協議を申込み、対話に向けた努力を行うことが求められる。環境担当審査役は当事者間において誠実な問題解決に向けた協議が行われていない場合に、手続開始を決定する。このため、プロジェクト実施主体との協議に向けた申立人の行為にかかる事実関係については、日時・相手方・対応の内容など詳細が記載される必要がある。

(H) 本行投融資担当部署との協議の事実

申立人は、異議申立を行う前に、本行の投融資担当部署に対して協議を申込み、本行の投融資担当部署との対話を行うことが求められる。環境担当審査役は、投融資担当部署が適切に協議申込に対応しない場合に、手続開始を決定する。このため、本行投融資担当部署との協議の事実関係については、日時・対応者・対応の内容など詳細が記載される必要がある。

本行の広報部署は、本行との対話が迅速かつ適切に行われるよう外部から問合せがあった場合には、迅速に当該案件の投融資担当部署を紹介しなければならない。

(I) 情報公開への同意

申立人に関する情報・発言内容・調査により判明した事実は、すべての関係者が合意する場合、および我が国の情報公開法に基づき、その内容が公開されることがあるので、申立書には、情報公開については、当事者の合意と我が国の法律に従う旨、記載されていることが必要である。

(J) 記載事項の真実性にかかる宣誓

申立人は、申立書記載事項が真実であることを宣誓することが必要である。また申立人は、申立書記載事項に重大な虚偽があることにより申立が却下される場合には、当該申立人は以後申立の資格を失うとともに、予備調査に要した費用について当該申立人の負担となることがある。

5. 並行二重手続の防止・一事不再理

異議申立は、本手続がより効率的かつ有意義に活用されるため、並行手続防止および一事不再理の観点から、我が国および途上国の訴訟・行政手続、国際機関の手続その他の紛争処理手続において係争中のプロジェクトでないこと、過去に当該被害について紛争処理手続が行われていないこと、および、過去に当該被害について本手続を活用していないことが必要である。

6. 濫用の防止

濫用防止の観点から、異議申立は純粹かつ手続の趣旨に沿って適切になされたものでなければならない。異議申立が以下に例示される濫用目的で行われていると環境担当審査役が判断する場合は開始を決定しないことがある。

- ¼ 当該国の法制度で認められる補償金額以上を不当に獲得することを目的とする場合
- ¼ プロジェクトの進捗を遅延させることのみを目的とする場合
- ¼ プロジェクト実施主体の信用・評判を毀損する目的で利用する場合
- ¼ プロジェクトと無関係の政治的意図でなされる場合

また、環境担当審査役は申立書に重大な虚偽がある場合には、異議申立を却下することができる。

異議申立手続のプロセス

1 . 申立書受理および申立人への通知

- 環境担当審査役は、申立書に申立人の氏名および連絡先が記載されている限り、申立書を受領後、原則として5営業日以内に、別添の書式に従い受理の通知を行う。

2. 予備調査

- 環境担当審査役は、申立書が所定の内容を十分に記載しているかどうかを書面調査する。記載に不備がある場合には、不足部分につき別途申立人より徴求することができる。
- 環境担当審査役は、必要に応じて、申立資格の有無にかかる事実につき関係者にヒアリングを行うことができる。
- 予備調査は、特段の事情がないかぎり異議申立受理後、原則として1ヶ月程度で終了させ、手続開始・却下の決定が下される。

3. 手続開始決定

- 環境担当審査役は、別添の検討フォームに従い、異議申立が本手続の要件に合致しており、記載内容に相当程度の合理性が認められる場合には、手続開始の決定を下し、その旨総裁および申立人に書面で連絡する。
- 異議申立が却下される場合には、却下の事実とその理由を総裁および申立人に対し書面で連絡する。なお、異議申立が却下される場合であっても、環境担当審査役は、当該案件の審査・モニタリングに有用であると考えられる場合には、投融資担当部署に対して異議申立を移送することができる。環境担当審査役の投融資担当部署に対するかかる移送は、総裁および申立人に対して通知される。
- 申立書記載事項に重大な虚偽があることにより異議申立が却下される場合には、環境担当審査役は、予備調査に要した費用を申立人に請求することができる。

4. 調査および対話の促進

- 環境担当審査役は、ガイドライン遵守にかかる事実を調査するため、投融資担当部署に対してヒアリングを行うことができる。
- 環境担当審査役は、紛争の解決のため、申立人を含む影響を受けた住民およびプロジェクト実施主体の間の対話の促進のため、対話を仲介することができる他、個別にヒアリングを行うことができる。
- 環境担当審査役は、当事者の見解をバランス良く聴取するべきであり、各当事者への個別ヒアリングは可能な限り同様の形式・回数で行われるべきである。

- 環境担当審査役の活動中に、申立人からの申立書に重大な虚偽記載があったことが判明した場合には、環境担当審査役は、それまでの活動に要した費用を申立人に請求することができるとともに、以後同一の申立人からの異議申立があった場合にはこれを却下できる。

5．総裁への報告

- 環境担当審査役は、異議申立受理後3ヶ月以内に、ガイドラインの遵守にかかる事実についての調査結果、対話の進捗状況、および当事者間の合意について別添に定める骨子に従い報告書を作成し、総裁に報告する。
- 環境担当審査役は、ガイドライン遵守・不遵守にかかる事実が十分に確認できなかった場合、もしくは特にガイドライン遵守・不遵守にかかる事実について環境担当審査役の調査を必要としないことに当事者の合意があるときには、対話の進捗状況およびかかる当事者間の合意について総裁に報告する。
- 環境担当審査役は、更なる対話の仲介が必要であると判断する場合には、その旨報告書の中に記載することができる。総裁は報告を受け、更に2ヶ月を限度として対話の斡旋継続を認めることができる。

6．投融資担当部署からの意見聴取

- 投融資担当部署は、原則として、異議申立受理後4ヶ月以内に、環境担当審査役の報告書に対する意見および今後のガイドライン遵守確保に向けた対応策等をまとめた意見書を書面で総裁に提出する。

7．モニタリング・フォローアップ

- 案件のモニタリングは総裁の指示に従い、投融資担当部署が行う。

情報公開

- 手続に関する情報公開は、以下に従い行われる。
 - (A) 異議申立が行われたときには、異議申立の受理の事実が、原則として受理後5営業日以内に、申立人に書面で連絡される。
 - (B) 異議申立につき、予備調査を終了し、調査開始となった場合、または異議申立が却下された場合には、その旨書面で連絡される。なお、異議申

立が却下された場合には、その理由が書面で示される。

(C)環境担当審査役の報告書、投融資担当部署の意見書については、当事者間の合意に基づき、ウェブサイトで公開される。

- その他、環境担当審査役が業務を通じて知り得た情報については、当事者の合意および法の定めるところにより公開することができる。
- 環境担当審査役は、その連絡先を本行ウェブサイトに公開し、また、パンフレットの作成・配布や本行ウェブサイトでの公告など、本行広報関連部署と連携しつつ、その存在・活動内容が広く認知されるよう努力しなければならない。

見直しおよび経過規定

- 本要綱の見直しは、原則としてガイドラインの見直しに併せて実施する。見直しについては、それまでに蓄積された利用者からの意見・評価に基づき検討を行う。
- 本要綱は平成 15 年 10 月より施行し、平成 15 年 10 月 1 日以降、実質的な融資要請に至った案件に適用する。

以 上

(参考資料)

1. 申立書例
2. 受理通知例
3. 手続開始通知例
4. 却下通知例
5. 検討結果
6. 申立人への環境担当審査役報告の通知例
7. 環境担当審査役の報告書の骨子
8. 手続チャート図

申 立 書 例

平成 年 月 日

国際協力銀行
環境担当審査役行

(A) 申立人氏名 :

(B) 申立人の連絡先 :

(C) 異議を申し立てる対象の案件

¼ 国名

¼ プロジェクトサイト

¼ プロジェクトの概要

(D) 申立人に対して生じた具体的被害

(E) 申立人が考えるガイドラインの違反の条項および違反の事実

(F) ガイドライン違反と具体的被害の因果関係

(G) プロジェクト実施主体との協議の事実

(H) 本行投融資担当部署との協議の事実

(I) 情報公開への同意

申立人に関する情報・発言内容・調査により判明した事実は、すべての関係者が合意する場合、および我が国の情報公開法等に基づき、その内容が公開されることがあります。

申立人は、本手続において扱われた情報の公開については、関係者の合意および我が国の情報公開法等に基づき行われることにつき同意しますか。(いずれかにマルをすること)

は い ・ い い え

(J) 記載事項の真実性

申立人は、本申立書に記載されている事項が全て真実であり、虚偽のない事を約束します。申立書に重大な虚偽が記載された結果、異議申立が却下された場合には、申立人は環境担当審査役に対し予備調査その他の活動に要した費用を返還します。(いずれかにマルをすること)

は い ・ い い え

以 上

受 理 通 知 例

平成 年 月 日

(申立人氏名) 殿

国際協力銀行
環境担当審査役

この度、貴殿の平成 年 月 日付の異議申立につき、本行の環境担当審査役は平成 年 月 日付にて受理致しましたので、ここにお伝え致します。

今後、原則として1ヶ月以内に予備調査を経て、貴殿の異議申立につき手続を開始するかどうかを決定いたします。手続開始・却下の決定については、改めてご連絡します。

予備調査のために貴殿にヒアリングを実施する可能性があります。その場合、日時などは別途ご連絡致します。

予備調査の結果、手続開始決定が下された場合には、「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン/異議申立手続要綱」に基づき、ガイドライン遵守・不遵守にかかる事実の調査、当事者間の対話の促進が行われます。このため貴殿に対してヒアリングが行われる可能性があります。その場合、日時などは別途ご連絡致します。

環境担当審査役が作成する報告書、本行の投融資担当部署の意見書についても、当事者の合意に基づき、ウェブサイトにて公表されることとなります。

詳しい手続については <http://www.jbic.go.jp/> をご覧いただくか、本行環境担当審査役までお問い合わせ下さい。

以 上

手 続 開 始 通 知 例

平成 年 月 日

(申立人氏名) 殿

国際協力銀行
環境担当審査役

貴殿の平成 年 月 日付の異議申立(平成年 月 日付受理)につき、以下の通り手続開始の決定がなされたことをお伝え致します。詳細につきましては、同封の「検討結果」をご覧ください。

今後、約2ヶ月間にわたり、「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン/異議申立手続要綱」に基づき、ガイドライン遵守・不遵守にかかる事実の調査、当事者間の対話の促進が行われます。このため貴殿に対してヒアリングが行われる可能性があります。その場合、日時などは別途ご連絡致します。

環境担当審査役が作成する報告書、本行の投融資担当部署の意見書についても、関係当事者の合意に基づき、ウェブサイトにて公表されることとなります。

詳しい手続については <http://www.jbic.go.jp/> をご覧いただくか、本行環境担当審査役までお問い合わせ下さい。

以 上

却 下 通 知 例

平成 年 月 日

(申立人氏名) 殿

国際協力銀行
環境担当審査役

貴殿の平成 年 月 日付の異議申立(平成年 月 日付受理)については、却下となったことをお伝え致します。詳細については同封の「検討結果」をご覧ください。

(却下の理由を詳述、必要に応じて、投融資担当部署の審査・モニタリング手続を記述)

改めて、本行の異議申立手続にご関心をいただき、ありがとうございました。

以 上

検 討 結 果

1. 申立書の形式要件

全ての項目につき日本語または英語で記載あり	
記載が十分でない項目あり	

(記載が十分でない項目名 :)

2. 異議申立要件

(イ) 申立人の要件

異議申立はプロジェクト所在国の2人以上の親族でない住民によりなされている	
異議申立が上記要件を満たさない	
本人により異議申立が行われていることが確認できない。	

(ロ) 対象プロジェクト

申立書から対象プロジェクトを特定した結果、本行の投融資案件であることが確認されている。	
申立書から対象プロジェクトを特定した結果、本行の投融資案件でないことが確認されている。	
申立書から対象プロジェクトを特定できない。	

(ハ) 期間

融資契約調印後、貸出が終了するまでの期間に異議申立がなされている	
融資契約調印以前に異議申立がなされており、投融資担当部署の審査プロセスに移送することが適当	
貸出終了後に異議申立がなされており、投融資担当部署によるモニタリングに移送することが適当	

(二) 申立人に対して生じた具体的被害

具体的な被害について記載あり	
将来または抽象的な被害についての記載しかなく具体的な被害が生じていると認められない	

(ホ) 申立人が考えるガイドラインの違反の条項および違反の事実

違反の条項および事実について相当程度合理性が認められる記載がなされている。	
違反の条項および事実についての記載に相当程度の合理性が認められない。	

(ヘ) ガイドライン違反と具体的被害の因果関係

因果関係に関する記述は相当程度合理的である。	
因果関係に関する記述につき相当程度の合理性が認められない。	

(ト) プロジェクト実施主体との協議の事実

申立人はプロジェクト実施主体に対話の呼びかけを行っているが、プロジェクト実施主体は誠実に対応していない。	
申立人はプロジェクト実施主体に十分な対話の呼びかけを行っていないため、まずは申立人は対話の呼びかけを行うべきである。	
プロジェクト実施主体は既に申立人の対話の呼びかけに誠実に対応しており、当事者間の対話に紛争解決を委ねることが適切である。	

(チ) 本行との協議の事実

申立人は本行投融資担当部署に協議を申し入れているが、投融資担当部署はその協議申し入れに適切に対応していない。	
申立人は本行投融資担当部署に十分な対話の呼びかけを行っていないため、まずは申立人は協議の申し入れを行うべきである。	
本行投融資担当部署は既に申立人との間で協議を行っており、投融資担当部署の対応に委ねることが適切である。	

(リ) 並行二重手続の防止・一事不再理

当該プロジェクトについては、当該国・我が国において訴訟などの手続(国際機関の手続きその他の紛争処理手続を含む)が継続中でなく、かつ、これまで行われたこともない。またこれまで本手続への異議申立が行われたこともない。	
当該国・我が国において訴訟などの手続が継続中であることから、かかる手続に紛争解決を委ねることが適切である。	
当該国・我が国において訴訟などの手続が終結しており、紛争は解決済みである。	
これまでに環境担当審査役に異議申立がなされており処理済である。	

(ヌ) 濫用の防止

濫用目的で異議が申し立てられているという懸念はない。	
濫用目的で異議申立が行われている懸念があり、手続開始は適当でない。	

(濫用目的と思われる根拠を記述：)

3. 情報公開

申立人は情報公開について、本手続における考え方に同意している。	
申立人は情報公開について、本手続における考え方に同意していない。	

4. 記載事項の真実性

申立人は申立書記載事項の真実性を宣誓している。	
申立人は申立書記載事項の真実性につき宣誓していない。	
記載事項に重大な虚偽記載がある。	
過去の異議申立において申立人より重大な虚偽の記載がなされたことがある。	

(虚偽記載の詳細：)

以 上

申立人への環境担当審査役報告の通知例

平成 年 月 日

(申立人氏名) 殿

国際協力銀行
環境担当審査役

貴殿の平成 年 月 日付の異議申立(平成年 月 日付受理)については、平成 年 月 日にて、本行総裁に対して報告を行ったことをお伝え致します。

報告に対しては、「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン/異議申立手続要綱」に従い、本行投融資担当部署より、意見書が提出されております。

環境担当審査役の報告書および投融資担当部署の意見書については以下のとおりです。
なお、報告書、意見書はそれぞれ、当事者の合意に基づき今後公開されることとなります。

以 上

環境担当審査役の報告書の骨子

(A) 受理した異議申立の要約

国名：
所在都市名：
プロジェクト名称：
主張されている被害：
指摘されているガイドライン違反：

(B) 予備調査の結果 (検討結果を添付)

(C) 事実関係調査の結果・対話促進

- ガイドライン遵守・不遵守調査のための本行投融資担当部署へのヒアリングの記録
 - ヒアリングの日時
 - ヒアリング対象者
 - ヒアリングの内容

- ガイドライン遵守・不遵守にかかる事実の調査結果
 - 具体的に発生した被害
 - ガイドライン遵守・不遵守にかかる事実
 - ガイドライン遵守・不遵守にかかる事実と具体的被害の因果関係
 - 最終結果

- 当事者間で行われた対話の記録 (*)
 - 対話の日時
 - 対話の参加者
 - 対話の内容

- 当事者間で合意が成立した場合の合意内容 (*)

- 更なる斡旋の必要性

(*) は当事者間の合意により公開される。

以 上